

■ 令和5年度 新潟市障がい者地域自立支援協議会 第31回全体会

日 時：令和5年10月31日（火）

午前10時～正午

会 場：白山会館 大平明浄の間

（事務局）

ただいまから、新潟市障がい者地域自立支援協議会第31回全体会を開催いたします。

本日はお忙しい中、自立支援協議会全体会にご出席いただきありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしく
お願いいたします。

開会に先立ちまして、この会議では議事録作成のため録音させていただきますので、あらかじめ
ご了承ください。

また、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願い
いたします。

会議に入る前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。事前にお送りした資料
として、本日の次第、委員名簿、座席表、資料1から資料5がございます。不足等ございま
したら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、福祉部長の今井よりごあいさついたします。部長、お願い
いたします。

（福祉部長）

おはようございます。福祉部長の今井でございます。本日はご多用の中、本会議にご出席
いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃からさまざま
な場面を通じて本市の障がい福祉施策にご協力いただいておりますことにつきまして、重ねて
感謝申し上げます。

この会議は、年2回のペースで行っておりまして、本市の障がい福祉の課題検討や施策の実
現に向けてご議論いただく場となっております。これまで多くの関係者の皆様からご協力いた
だきまして、地域課題の解消に向けて取り組んでいただいております。

本日の全体会では、今年度の各区の自立支援協議会や運営事務局会議、また各専門部会の活
動状況を中心に報告させていただきます。本日も、忌憚のないご意見を頂戴し、本市の施策に
反映させるため、実りある会議とさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い
いたします。

(事務局)

ありがとうございました。

次に、本日の出席者ですが、お手元の配付資料「新潟市障がい者地域自立支援協議会第31回全体会名簿」のとおりでございます。

本日は、武石委員より欠席のご連絡をいただいています。

さて、異動等により今年度から新たに委員に就任された方がいらっしゃいますので、恐れ入りますが、新任の委員の皆様簡単に自己紹介をいただければと思います。小林委員から、その場で一言お願いいたします。

(小林委員)

初めて参加させていただきます。新潟市身体障害者福祉協会連合会の副会長をやっています小林と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(丸田委員)

新潟県地域生活定着支援センターの丸田と申します。今年度から前任の本田に代わりまして、センター長をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(岸本委員)

名簿の8番になります、江南高等特別支援学校でコーディネーターをしております岸本と申します。よろしく願いします。

(竹内委員)

社会福祉法人親和福祉会ララスマイルの竹内と申します。放課後等デイサービス2か所と、併設している短期入所の管理者をしています。1年間にはなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

(佐藤委員)

南区社会福祉協議会の佐藤です。異動に伴い交替になります。よろしく願いいたします。

(田中(理)委員)

西区社会福祉協議会の田中と申します。よろしく願いいたします。

(平山委員)

にいがた温もりの会の平山と申します。前任の佐藤より受け継いだので、よろしく願いいたします。

(吉澤委員)

新潟公共職業安定所、ハローワーク新潟の吉澤と申します。上越のハローワークより異動してまいりました。専門部門ということで障がい者や生活保護、刑務所出所者、外国人といった方の就労支援を行っています。まだ勉強不足な点がありますが、よろしく願いします。

(事務局)

新任の委員の皆様、ありがとうございました。

オブザーバー委員等につきましては、お手元の名簿でご確認ください。

それでは、これより次第にしたがいまして議事に入ります。議事(1)「会長及び副会長の選出」です。昨年度は、新潟みずほ福祉会の海老委員に会長を担っていただいておりますが、諸事情により会長を辞退する旨の申し出がございました。

2年間の任期の途中ではありますが、「新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱」第4条第2項の規定により、委員の互選にて会長を選出いただきたいと思います。どなたかご推薦はありますでしょうか。

(浅妻委員)

西新潟中央病院の浅妻と申します。西蒲区自立支援協議会の会長で、現副会長の渡邊委員を推薦させていただきます。渡邊委員は、地域活動支援センターピースの施設長として活躍されております。そして、この全体会の副会長に加え、精神障がい部会の部会長も務められていて適任かと考えます。よろしくお願いたします。

(事務局)

ただいま浅妻委員より、渡邊委員の推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

(拍手あり)

ありがとうございます。皆様のご賛同によりまして、会長は渡邊委員に決定いたしました。

これからの議事につきましては、「新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱」第6条第1項の規定により、渡邊委員に議事進行をお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは恐れ入りますが、渡邊会長より、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

(渡邊会長)

ただいま推薦とご承認いただきました、社会福祉法人まき福祉会の渡邊でございます。任期の途中からということで、2年任期の1年間というところからの会長スタートではございますが、皆様どうぞよろしくお願いたします。

この任期が始まる時には、自立支援協議会が足を止めないで前を進んでいこうというようなお話があったかと思っております。途中で任期交替というところもあるのですが、ぜひ足を止めずに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、コロナもあって止まりがちな状況ではあったかとは思いますが、コロナ対応も変わってきて、障がいのある人を取り巻く環境もどんどん変わってきております。その中で、希望やニーズ、課題等も日々変わってくるものだと思います。今日は、各区の代表の方であっ

たり、障がい当事者の方、団体の方、専門部会から課題などがあがってくるかと思しますので、ぜひ皆様、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

では、続きまして、副会長の選出にまいりたいと思います。副会長の選出であります、「新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱」第4条第4項の規定によりまして、委員から会長が指名するということになっております。

私としましては、今年度、中央区自立支援協議会の委員である丸田委員を指名したいと思います。丸田委員は現在、刑務所等の矯正施設を退所した方への福祉サービスの利用支援を行っています、新潟県地域生活定着支援センターのセンター長を務めていらっしゃいますので適任と考えています。丸田委員、いかがでしょうか。

(丸田副会長)

大変重要な任をいただきまして、少し驚いております。微力ではございますが、よろしくお願いたしたいと思します。

(拍手あり)

(渡邊会長)

ありがとうございます。ではご承諾いただきましたので、丸田委員、こちらの副会長席に移っていただきたいと思します。よろしくお願いたします。

それでは、次第にしたがいまして、議事を進行させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

次第(2)「区自立支援協議会の特徴的な取組み・成果及び今後の計画」についてです。資料1をご覧ください。

これに関しましては、全体会での口頭説明は省略させていただくことを事前配布時にご案内させていただいておりました。限られた全体会の時間を有効的に利用したいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思します。

事前に資料に目をとおしていただいていると思しますが、各区の取組みについて、何かご質問やご意見はありますでしょうか。

(渡邊委員)

設置要綱の中で、地域課題の検討という項目があります。これを見ると、北区の地域課題の検討というものは載っていますが、ほかのところほとんど載っていないのです。確かに支援組織づくりとか、いろいろな重要な課題に取り組んでおられるのは分かるのですが、やはり私は地域課題というのは非常に重要だと思うのです。ほかの区の皆さんの中で、検討されてはいるけれども、ここに載せなかったということもあるのかもしれませんが、そのあたりの状況について、検討されていることがありましたらお聞かせ願いたしたいと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。北区以外の地域課題を教えていただきたいというところではございましたが、運営事務局会議に各区の課題があがってきております。運営事務局会議から各区の課題をご報告いただいてもよろしいでしょうか。

(東区障がい福祉係長)

東区健康福祉課の小笠原と申します。東区の課題としては、行動障がいを考える班ということで、強度行動障がいを受入れる施設がないという状況があり、そもそも理解も深めていかなければいけないというところを課題の一つとして捉えて、行動障がいについて理解を深めるための活動を行っています。

(中央区障がい福祉係長)

中央区健康福祉課の大塚と申します。中央区では、障がいをお持ちの方が高齢期を迎えて、介護移行がなかなかうまく進んでいないという課題があがっておりますので、障がい者の高齢期を考えるワーキングを開催して、今年度は生活介護事業所の管理者の方を対象として、デイサービスを見学していただいたり、制度説明会を開催する予定としています。

(江南区障がい福祉係長)

江南区では、就労系事業所のネットワークが課題となっております。現在、地域生活支援拠点の整備に向けた取組みと併せて、就労系の事業者のネットワークづくりをしています。また、児童支援部会の取組みとして、江南区障がい児支援セミナーというものを継続しております。教育と福祉、家庭のトライアングルプロジェクトが謳われていますが、なかなか理解が進まなかったり、制度の周知がなされていなかったりといった課題を踏まえて継続して開催しています。

また、委員からも各専門領域から見える江南区の児童の課題全体について意見出しをしたいというお声がありまして、11月に開催する江南区の自立支援協議会でワークショップをさせていただく予定としています。

(秋葉区障がい福祉係長)

秋葉区では、「地域の移動(通学)について」ということで、通学に対する正しい認識の共有、それから高等部への通学方法、秋葉区は東区に通学するのに時間がかかるということで、保護者の方から大変だという声がありましたので、移動についてワーキング等で検討中です。

(南区障がい福祉係長)

南区健康福祉課障がい福祉係の高澤と申します。南区で課題と考えておりますのは、児童の早い段階からの関係機関へのつながりの部分であり、児童ワーキンググループを開催し、検討しています。そこでは、関係機関合同研修会を毎年開催しており、家庭、教育、福祉の連携が進

むように取り組んでいるところです。それに加えて、南区は人口が少なく、資源の数も限られています。それぞれが有機的に結びつくよう、拠点等のワーキングを開催しまして、拠点機能の整備といったことを検討しています。

(西区障がい福祉係長)

現在取り組んでいることとしては、「身寄りなし連絡会」があります。こちらは、専門会議中の生活支援拠点等会議の中で、今まではグループホーム連絡会のみだったのですが、身寄りのない方や遠方にいる方についての生活のサポートをするためのガイドブックを作成しようということで、今年度より開催しており、内容について協議中です。

(西蒲区障がい福祉係長)

西蒲区健康福祉課の如澤と申します。西蒲区では、地域生活拠点会議で8050問題、ひきこもりの課題について検討を進めております。これにつきましては、第2回の西蒲区の協議会の中でもグループワークを開催しまして、今後も解決に向けての取組みを進めてまいります。

(渡邊会長)

各区の皆様、ありがとうございました。強度行動障がいであったり、高齢の障がい者、各種ネットワーク、児童、身寄りなし、といった課題を各区で検討されているという報告がありました。渡邊委員、いかがでしょうか。

(渡邊委員)

分かりました。

(渡邊会長)

ほかに、皆様ご意見等ありますか。

(高橋(隆)委員)

にいがた・オーティズムの高橋と申します。よろしくお願いいたします。東区がやっていたeスポーツについて少し気になることがあって、「特別支援学校と自治体の交流促進を図った」とあり、発達障がいのある子どもたちや大人もそうなのですが、過集中や依存の傾向が強いのので、eスポーツが悪いとは言わないのですが、やり方やルール等をちゃんと決めないと、家庭に帰ってから昼夜逆転の生活でゲームをしてしまったり、依存の傾向が強くなってしまったり、1回そうなると、なかなかそこから抜け出せない。そういう力を持っていない子どもたちですので、もし今後行うのであれば、そこも含めて課題に入れて、企画・計画をしていただきたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

(東区障がい福祉係長)

ご意見ありがとうございます。今回、このeスポーツで、私なりにいいと感じたのは、障がいをお持ちのお子さんが自治会の会長さん達と一緒にゲームをされて、教えている姿、障がい

者の方でも得意な分野と言いますか、そういったところを教えてあげるといふような雰囲気とか、そういう姿がいいなと思ったところだったのですが、実際にご意見いただいたとおり、過集中や夜間ゲーム依存等、そこまで考えが及んでいなかったもので、今後課題として検討していきたいと思います。ありがとうございます。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ほかにも皆様、ご意見等ありますでしょうか。

(石崎委員)

相談支援センターあるとの石崎です。南区でも医療的ケア児の支援体制整備に取り組んでいますが、なかなかご家族のご希望に添えない状況だったり、地理的な課題であったり、資源の少なさがあり、南区ができることはないだろうかと模索しています。北区の今後の計画として、看護師配置のある高齢施設での受入れを促進するための働きかけを予定されているということで、具体的にお聞きできたらなと思い、質問させていただきました。

(渡邊会長)

ありがとうございます。北区、お願いいたします。

(今田相談員)

基幹相談支援センター東の今田です。積極的に医ケア児・者を受けてくださっている高齢施設、共生型事業所があるので、まずは、どうして受けくださっているのか、受ける中でメリット、デメリット、このあたりをまず聞き取りに行ってみりました。

聞き取ったところ、やはりまずは経営ということで、高齢施設でも定員がある中、それに満たない施設も結構あるということで、経営のために受けていますということはお聞きしました。

あとは、例えば放課後等デイサービスで言うならば、短時間お受けする中で、入浴設備が整っている、そして看護師の配置がある、新たに何か準備をする必要がないという状況で、加配等することなく受入れられる範囲で受けていますということがあります。高齢の方としても、やはり児童が来られるということは施設の活性化にもつながるようなところもあったり、あの子がいるからちょっと行ってみようかなといったような、高齢の方の全員が喜んでデイサービスに行っているわけではないということもお聞きして、施設自体の活性化にもつながっているというお話もお聞きできました。放課後等デイサービスであれば短時間受ける中で、入浴ニーズが結構高く、入浴してもらえるだけでもすごくありがたいというお話も聞き、また、事業所も短時間だったらそこまで負担なく受けられるといったこともあって、今後もできる範囲で受けていきたいという声をお聞きしました。

これは一部の話ですが、もしかしたら広がる可能性があるのではないかなと思っていて、現在、特に県立東特別支援学校の生徒で具体的に利用ニーズがあるので、働きかけてみようと思

っており、学校に呼びかけをしています。これから具体的にニーズがあがってきたら、その方に応じた地域の事業所にアクションをしていこうかなと考えています。

(渡邊会長)

ほかに、ご意見・ご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

では、議事を進めてまいります。続きまして、議事(3)「運営事務局会議における協議・検討状況」でございます。内容は、事務局より説明していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(給付係担当)

障がい福祉課給付係の入山と申します。事務局から説明をさせていただきます。資料2をご準備ください。運営事務局会議における協議・検討の状況の報告の前に、今年度の市の自立支援協議会の組織体制について簡単にご説明させていただきます。

資料2の3ページになりますが、自立支援協議会の組織図をご覧ください。図の右側ですが、第30回全体会で提案させていただいたとおり、相談支援連絡会の班体制から常設の専門部会に移行いたしました。これまでは班体制を柔軟に見直しながら地域課題に取り組んできたところですが、これまでの実績を踏まえて、今後も継続して取り組む必要があるという認識から、常設の部会へと移行する運びとなりました。それに伴いまして、運営事務局会議には各部会長にも出席をしていただいております、区協議会と各部会の情報共有を強化しているところです。

また、左側の運営事務局会議の下に就労支援会議とありますが、昨年度の就労について協議をする場がないという課題提起を基にしまして、今年度より設置をしたものになります。育てるワーキングと支えるワーキングの二つのワーキングに分け、育てるワーキングは就労と教育について、支えるワーキングは就労と安定した生活を支えることについて、という二つをテーマとして、まずは焦点を絞って活動を開始したところになります。このあとの各専門部会の活動報告にて、今年度の経過を報告していただく予定となっております。

それでは、運営事務局会議の協議・検討状況についてご説明いたします。1ページに令和5年度の運営事務局会議の開催状況を記載しています。2ページは今年度の委員名簿となっております。まず、第1回につきましては、令和5年6月29日に開催しました。ここでは区によっては協議会の存在が知られていない、または、知られていたとしても協議会がどのような活動をしているかが伝わっていない現状があるということが報告されました。各区の協議会の広報・周知の状況を確認しましたところ、広報部会を設置して広報紙を発行している区もあれば、マンパワー不足等のために広報に取り組むことが難しいという区もありましたが、どの区においても協議会の活動を発信していくことは必要という共通認識があることを確認しております。

まずは、各区の協議会にて、協議会を広報・周知することをどのように考えるのか意見を吸

い上げてもらい、2回目の運営事務局会議にて集約・再検討を行うこととしました。

第2回は令和5年9月1日に開催しています。第1回会議で行うこととした協議会の広報・周知に関する各区の意見を確認して、協議会の開催日程や組織図など、基本的な情報をホームページに掲載することで、協議会の活動を知ってもらうきっかけを提供するのはどうかという意見があげられました。そのうえで、さらに広報・周知を推進したい区につきましては、独自に広報紙の発行やSNSの活用などに着手してもらえればと考えています。どのような情報をどこまで掲載するかについては、今後の運営事務局会議や各協議会の場で意見をいただきながら、来年度の早い段階で掲載ができるように進めていく予定としています。運営事務局会議からの報告は以上になります。

(渡邊会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等はございますか。区の協議会の周知がまだまだ足りていないのではないかとこのところを現在、運営事務局会議で検討中というところでございます。

では、続きまして、次第(4)「各専門部会の活動報告」でございます。資料3-1をご覧ください。今ほど事務局から説明があったように、これまでは、相談支援連絡会を設置しての班体制でしたが、常設の専門部会へ移行するとともに、運営事務局会議に紐づける形で、就労支援会議を設置し、二つのワーキングが現在活動しています。1ページ目の図や先ほどの資料2の組織図にてご確認いただきたいと思います。それでは、就労支援会議も含めた各専門部会の活動報告につきまして、各専門部会の担当者の方からご報告をお願いします。まずは、相談支援部会からお願いします。

(山本相談員)

基幹相談支援センター西の山本と申します。資料は3ページです。

相談支援部会では、新潟市の障がい者相談支援における人材育成ビジョンに即した人材育成を目指すことと、身近な地域で相談でき、課題解決できる地域の体制整備の2点を目標に活動してきました。活動内容としては、新潟市の人材育成ビジョンに基づいて二つの研修会を実施します。

一つ目は、ステップアップ研修です。9月12日に新潟市黒崎市民会館にて開催いたしました。今回も昨年度と同様のテーマで、「ご本人中心のチームアプローチについて」とし、ブラッシュアップした形で、チームアプローチへの理解が一層深まるような研修とさせていただきました。チームの支援者が同じ方向を向いてご本人を支援するためには、どんなことが大切になるかについて、ワールドカフェ方式で各テーブルを回って専門機関の方と相談支援専門員とで意見交換をしています。専門機関は新潟市在宅医療介護連携ステーション南様、西区社会福祉協議会

様、新潟市パーソナルサポートセンター様、新潟県地域生活定着支援センター様、新潟市特別支援教育サポートセンター様、新潟市立児童発達支援センター様に来ていただきました。

二つ目になりますが、各基幹相談支援センターのエリアごとにベースアップ研修を行いました。まだ開催されていないエリアもありますが、基幹西エリアは10月18日、基幹東エリアは10月26日、基幹秋葉エリアは10月31日、本日午後の開催予定になっていて、基幹中央エリアは1月10日に開催予定となっています。テーマを「インテークとアセスメントのポイント」として、前半に講義を行い、その後、基幹職員で面談までのロールプレイをさせていただき、本人理解を深めるための情報整理の方法や見立てのポイントについて解説させていただく内容になっています。

障がい理解を深めることや、視点や考え方が広がることは、相談支援の質の向上や業務の効率化にもつながるため、今回の研修の振り返りや反省をして、また、皆様からのアンケートの結果をもとに来年度の活動に生かしていければと思っています。相談支援部会からの報告は以上になります。

(渡邊会長)

ありがとうございました。ご意見やご質問は、すべての部会の報告が終わったあとに行いたいと思います。続きまして、権利擁護部会からよろしく願いいたします。

(橋川相談員)

基幹相談支援センター秋葉の橋川と申します。資料は4ページをご参照ください。

権利擁護部会の課題と目標については、前年度と変更なく、記載のとおりになります。権利擁護の取組みについて検討していきます。簡単にご報告させていただきます。

一つ目は、虐待防止の取組みとして、昨年度、サービス事業所を対象に行った、虐待防止研修に関するアンケートについて振り返りを行っております。昨年度から虐待防止研修が義務化されたことで、事業所から行政や基幹相談支援センターに虐待防止研修の講師依頼が数件ありました。今後は、各事業所での虐待防止研修の開催を促すことを目的として、管理者や虐待防止マネージャー対象の研修会の開催等の取組みについて、今後も検討しております。

二つ目です。昨年度の第30回市全体会において、問題提起をいただいております異性介助の状況について、6月にアンケートを実施しています。各事業所における異性介助の状況や、事業所の体制等について設問を設けました。結果の概要についてお伝えいたします。異性介助の実施は全体で半分ほどありました。居宅介護事業所や生活介護事業所の異性介助の割合が多く見受けられています。多くは、女性職員から男性利用者の方に対してというものでしたが、一部、男性職員から女性利用者へ対してという回答も見受けられました。また、異性介助が起きる要因として、男性の支援者が事業所にいらっしやらないというように、男性の支援者の不

足を課題にあげた事業者さんが多く見受けられています。雇用や人員配置で苦慮している状況であるということがアンケートからわかりました。

一方、事業所内で介護器具の購入や介護会議の開催など、工夫している事業所もありました。アンケート結果について、地域への周知や意識づけのために公表してほしいという意見を複数いただいております、現在、公表に向けて準備をしている最中です。

三つ目です。7月に開催を予定していました市の虐待防止センター主催の研修については、体制上の課題で開催を延期しています。現在、各区の虐待防止センターから課題やニーズを伺いながら、今年度中の開催に向け、主催の障がい福祉課管理係と連携を続けていきます。

障がい理解の啓発や成年後見制度の推進についても、引き続き部会で協議していきます。

(渡邊会長)

ありがとうございました。続きまして、精神障がい部会から報告をお願いいたします。

(丸山相談員)

基幹相談支援センター西の丸山と申します。精神障がい部会ですが、課題、活動に関しましては、昨年同様です。地域の受け皿の体制、基盤づくりを中心に行っていく予定になっています。

第1回会議が7月6日に行われています。内容といたしましては、今年度の活動についての検討を行いまして、12月に「精神障がい者の地域生活を考える会」が「訪問看護って？」という内容の研修を行う予定ですが、それに連動して訪問看護との具体的な連携についてという形で研修を行う予定にしています。

もう1点、地域活動支援センターの勉強会を1月に開催する予定です。それに向けて第2回の会議を開催しています。8月22日の会議に関しましては、精神障がいの方にとって地域活動支援センターというのはかなり重要な事業だと感じており、地域活動支援センターの担当であります、障がい福祉課指定係の担当者に部会に来ていただきまして意見交換を行っています。指定係が地域活動支援センター向けのアンケートをされるということでしたので、そのアンケート結果の内容を踏まえて、勉強会の内容を検討していこうと思っています。

(渡邊会長)

ありがとうございました。続きまして、療育等支援部会（重心・医ケアワーキング）から報告をお願いいたします。

(関川相談員)

基幹相談支援センター秋葉の関川と申します。療育等支援部会（重心・医ケアワーキング）の活動についてご報告いたします。

医療的ケア児やその家族への支援は、保健、医療、福祉、保育、教育など、多職種連携が不

可欠であり、ライフステージに合わせた切れ目のない連携の一層の強化により、重症心身障がい児、医療的ケア児及びその家族が安心して暮らせる地域づくりを行うことを目的といたしました。今年度は医療的ケア児の在宅支援にかかわる専門機関の支援者を対象に、医療的ケア児担当者研修会の開催に向け、検討しております。研修会は、12月に開催予定です。

昨年度に引き続き、パネルディスカッションを行います。新潟大学大学院准教授の田中美央先生に座長をお願いし、事例を通して在宅医療を支える専門機関の役割、家族支援、ピアサポート活動など、支援に不可欠な視点についてディスカッションを行う予定です。

重心・医ケアワーキングでは、この研修を通じて、研修参加者とともに医療的ケア児及びその家族の支援について考える機会となることを期待しております。

(渡邊会長)

ありがとうございます。療育等支援部会（児童体制ワーキング）からお願いいたします。

(今田相談員)

療育等支援部会（児童体制ワーキング）です。基幹相談支援センター東の今田です。

児童体制ワーキングで課題としていることは三つで、一つ目が障がい児支援者のスキルのばらつき、二つ目が児童の発達や家族支援の学ぶ場が少ない、そして三つ目が障がい児にかかわる支援者がスキルアップする仕組みがないということです。この三つに対する研修会を毎年開催してきました。今年度も10月に研修会を実施し、約50名の方に参加いただきました。

内容としては、仮定の事例をもとに個別支援計画を作ってくださいというもので、ここまではいろいろな研修で行うことですが、今回、斬新な取り組みとして、計画を各事業所で見せ合い、気づき合い、よいところも改善点も忌憚なく指摘し合うということを行いました。匿名性をもってやることで、本当に忌憚のない意見がたくさんあがっていたなと思います。そして、普段なかなか気づかない自分たちの視点や癖に気づいたり、あるいは普段頑張っているところ、よいところを確認できる、とても内容の濃い研修を実施できたと思っています。

(渡邊会長)

続きまして、地域生活支援拠点部会からお願いいたします。

(本田相談員)

地域生活支援拠点部会の報告をさせていただきます。基幹相談支援センター東の本田です。

地域生活支援拠点部会では、引き続き障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で安心した生活ができる体制の構築に向けて、国が示している五つの機能の整備を軸に、地域における支援状況の確認や地域生活の継続に向けた相談支援の周知に努めていきます。

資料3-2をご覧ください。今年度における9月までの拠点事業の実績といたしまして、夜間休日コールセンター「らいとはうす」における相談対応数は61件です。そのうち3分の1が

緊急プランを作成している事前登録者からの相談です。4件の訪問支援と、17件の受入支援につなげています。併せて障がい福祉サービス利用者については、計画相談支援事業所による24時間の緊急コーディネート対応機能の強化を図っており、4に記載してあるとおり、6事業所で2件の実績を確認しています。この機能については、引き続き24時間の連絡体制をとっている計画相談支援事業所へ拠点登録を促すことで対象となる利用者の拡大を目指しているところですが、今年の5月に南区の相談支援センターあるとに拠点登録をしていただき、新たに相談機能の体制整備を担っていただいています。

2の①です。基幹相談支援センターにおいても本人・家族への相談支援として5,386件、関係機関への専門的な相談支援として299件の対応を行っています。②、③ですがグループホームの空き状況を年に4回、基幹相談支援センターで確認しています。その情報を活用し、グループホームの利用を希望する方の特性に応じてコーディネートを行っており、15人の体験利用につなげています。

④ですが、相談支援従事者初任者研修におけるインターバル実習の受入れを29件、⑤区の協議会における事業所とのネットワーク会議や研修会を45件開催しています。⑥ni-syu、新潟市主任相談支援専門員の集いですが、相談支援専門員の質の向上などを目的として、令和6年度からモニタリング結果検証の本格実施を予定しており、それに向けた研修会やモデル的な検証の実施を計4回実施しました。

3になりますが、短期入所事業所による緊急時の受入れ対応については、12事業所で27件の実績となっており、定員を超過して対応された例も7件確認しています。

強度行動障がい者（児）への適切な支援を提供できる体制の構築に向けて実施している、強度行動障がい支援マネージャーによる指導件数については、延べ42件となっています。

さらにこれら各拠点事業の連携による支援体制の強化と調整を目的として、拠点登録事業所会議を8月に実施しました。今年度は拠点登録されている事業所のほか、機能強化体制を有している相談支援事業所にも参加していただき、地域生活支援拠点の実施状況と、らいとほうすの機能について確認をしています。

資料3の2ページ目は、らいとほうすの事前登録者の要件の記載になっています。また、3ページと4ページになりますが、拠点登録事業者リストになっています。先ほど申し上げた相談支援センターあるとにつきましては、3ページの一番下に記載があります。地域生活支援拠点部会の報告は以上になります。

（渡邊会長）

ありがとうございます。続きまして、就労支援会議です。育てるワーキングと支えるワーキング、二つともご報告をお願いいたします。

(就労支援係長)

就労支援係の長谷川と申します。私からは二つのワーキングについて説明させていただきます。先ほど組織の体制でもお話がありましたが、就労にかかわる課題は多岐に渡り、検討する場がないということもあり、今年度からこのような場を設置させていただきました。就労に向けて、送り出すところ、つまり学校と就労の部分と、就労してもなかなか安定して生活を続けていけないという二つの局面があるということで、育てるワーキングでは就労に送り出すところを、支えるワーキングでは就労後の安定した生活の継続について検討することとなり、二つのワーキングに分かれて活動を始めました。

9 ページの育てるワーキングについてです。まずは課題の抽出を行いました。教育と福祉の連携がなかなかうまくいっておらず、良い支援を提供できていない。また、高校進学について、近年、特別支援学校ではなく普通高校への進学希望が増えてきているところですが、普通高校での学校生活についていけなかったり、卒業の際の就職というところでうまくいかなかったりするといった事例が多々見られており、一人ひとりの状態に合った支援、進学の検討ができていないのではないかと課題が見えてきました。これらの課題に対し、今年度は、こあサポートが実施していた高校生・大学生向けセミナーの延長版ということで、就労に送り出すタイミングにおける支援についてのセミナーを開催することとし、内容を検討中です。

また、本人の状態に合った進路指導のあり方について、本人や保護者にどういった形で伝えていくのか、どのように将来を見据えて考えたらいいいのか、教育委員会にも検討に加わってもらい、課題の解決に向けた検討もしていきたいと思っています。育てるワーキングは以上です。

続いて、10 ページの支えるワーキングです。就労後の安定した生活の継続ができていない方も多くいるということについて、関係機関で意見を出し合いました。多方面の関係機関の方に集まっていただき、それぞれの目線からの課題を出してもらいましたが、立場が違えば視点も違ってきます。就労後の安定した生活のためには、一人や二人ではなく、多方面からの視点、支援が必要だろうということで、多職種で支えるというグループ支援を検討していったらどうかという案が出ました。次年度以降、どのように進めるかを今後は検討していく予定です。支えるワーキングからは以上です。

(渡邊会長)

ありがとうございました。いろいろな部会からご報告がありましたが、ご意見やご質問等がありますか。

(伊勢亀委員)

東区のテクノワークスの伊勢亀と申します。療育等支援部会の児童体制ワーキングについてです。放課後等デイサービスの状況として、障がい児支援者のスキルにばらつきがあるとのこ

とですが、それが平準化され、障がい児にかかわる支援者のスキルアップができれば、特別支援学校に行っている行動障がいのある子たちが今、放課後等デイサービスでは見きれないという現状が多々あり、そういう部分が解決するのかなどなのか。具体的で申し訳ないですが、そういうことで困っている方が実際にいるので、どのように考えて動いてこられたのかなと思って質問させていただきました。

(渡邊会長)

ありがとうございます。現に伊勢亀委員は相談支援専門員として児の計画作成で動いていらっしゃるというところでの課題、行動障がいのある児童が放デイで見きれないという現状に直面しているという報告を今、受けました。療育等支援部会では課題として「障がい児支援のスキルにばらつき」という課題を検討しているところですが、そのスキルのばらつきという部分、どのような形で療育等支援部会は対応しているのか、そのあたりをお願いいたします。

(今田相談員)

問題としては、すごく根深いので、研修会を打っていだけで解決していくかということ、そんな簡単な問題ではないと思っています。ただ、障がい理解をしっかりと深めるということは、行動障がいというのは一朝一夕でなるわけではなく、その方に合わない環境、合わない支援、そういうことが積み重なっていく中で起こっていくので、そういうことを予防していく一助になる部分はあるのかなと思っています。

行動障がいについて、児だけではなく者の事業所でも、見られる事業所が少ないということは全区的にもあるので、そのために新潟太陽福祉会がやっているフォローアップ事業を周知する活動も行っているところです。あとは県も市も強度行動障がいに関する研修に力を入れて検討して、そういう方を増やさないために、今年度から学校の先生も強度行動障がいの研修に参加できる仕組みにさせていただいたかなと思っています。

そんな簡単に解決できる問題ではないというふうに思っていますが、少しずつ動いてきているところかなと思っています。

(伊勢亀委員)

ありがとうございました。もう1点だけいいですか。新潟市に聞きたいのですが、今、放課後等デイサービスが受けきれない状況をどのように考えているのか。来年度に小学校にあがる子たちが放課後等デイサービスを使いたいと言っても、受けてくれる事業所がない現状で、どのようにしていったらいいのか。あとは日中一時支援に関して、先ほど言ったように、放課後等デイサービスが見られなくなる中、日中一時支援事業所が見るというパターンがあるのですが、そういった部分の現状は分かっているのでしょうか。市としてどのように考えているのかなというのを聞かせていただきたいのですが、お願いします。

(渡邊会長)

伊勢亀委員の担当エリアとなると、北区、東区で現状、放デイが足りないということが肌感であるというところです。放デイの指定に関する事、事業に関する事ですが、事務局からお願いしてもよろしいですか。

(指定係長)

指定係でございます。委員がおっしゃるとおり、放デイが足りていないという状況は確かにあるかと思えます。放デイにつきましては、毎年、増えてきている状況であったのですが、今年度に入り、人材不足等の関係で、なかなか伸びてきていない現状があります。放デイを積極的に増やして欲しいというお願いは事業所の担当の方と会うたびにお話をさせていただいているところですが、なかなか増えていない状況です。

特に東区につきましては、放デイが少ないという状況がありますので、おっしゃるとおり日中一時支援を利用されている方が多いと思います。日中一時支援につきましては、現在、制度の改正を考えており、放デイで足りていない部分について、日中一時支援でも見ていくような形を、生活介護もそうですが、日中一時支援の併設でやっていただけるよう、制度を改正する方向で考えています。

(伊勢亀委員)

ありがとうございます。

(渡邊会長)

ありがとうございました。ほかに、ご意見・ご質問等ありますか。

(渡邊委員)

私は知的障がい者の親の会なのですが、この間、会の話し合いの中で、短期入所の問題が生まれて、それは何かというと、権利擁護部会の異性介助の現状に関するアンケートと関連して、現実にやはり短期入所そのものをお願いするのに場所がないという状況と、職員が一人体制で、その問題の話は30歳の娘なのですが、おむつを取り替える必要があるということで、男性職員だけでおむつを替えてくれるのは、とてもそれは自分としては許されないということで、非常に憤っておられました。

女性の方がもし短期入所に来られたときに、夜、おむつ交換が必要である方を受入れるには、女性の介助も必要なのではないかと思うのですが、アンケートの結果がどうなっているのか知りたいのと、現状、短期入所に対する人的体制は市として、どのように認識をされているのかも聞かせいただければありがたいと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。まず、権利擁護部会からアンケートに関してお願いします。

(橋川相談員)

貴重なご意見ありがとうございます。アンケートの詳細の結果については、ただいま集計してまとめているところですので、詳細については、また部会から報告させていただきます。

(渡邊会長)

では、短期入所の体制についてお願いいたします。

(指定係長)

指定係です。確かに人員の配置等、なかなか厳しいという声は聞いております。国でも処遇改善等の加算で少しでも処遇の改善を図りながら、人員体制の充実を図ろうという動きはあるかと思いますが、まだまだ現状としてはされていないという状況ですので、この令和6年度の報酬改定でどのように変わっていくか、これから見ながら必要な体制が整うように、こちらも検討していきたいと思っています。

(渡邊会長)

短期入所の状況、異性介助というところでご意見頂戴いたしました。

ほかにもご意見・ご質問はありますか。

(平山委員)

温もりの会の平山です。先ほどの権利擁護部会で、何が権利侵害なのか、その権利侵害が一般的な話なのか個人的な話なのかという話の研修みたいなものが入っていなかったもので、一般的な権利で言うと、人権といった話はできると思いますが、個人的な権利の話は違う配慮の仕方があると思うので、一般的な権利と線引きするような形で、それは固定概念になってはいけないのですが、一般的な権利って、こういうものだよねというものを知っている人間が増えれば増えるほど、私もそうですが、ごめんなさい、話が。利用者が来て、いつもコーヒーにクリームを2杯入れるからといって、作って出そうとしたとき、それは侵害にあたるのか、あたらないのか。選択する権利が奪われているのではないかとか、そういうことを振り返られる人がいっぱいできてくれると、できることとできないことが明確化になってきて、先ほどの市の話もありますが、一般的に福祉職員が足りないのも、できることはここまでなんだよと、その中で、介助者が複数パターンでやれば女性の方がやればできるのではないかとか、いろいろなことが考えられると思うので、そういった人を育成する話にもかかわってくるのですが、そういった人が増えていくと、私たちが権利のことをまた改めて考える機会が増えていくのかなと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。権利に関する研修ということですね。権利擁護部会で研修会はあると思いますが、いかがでしょうか。

(橋川相談員)

貴重なご意見ありがとうございました。一般権利のところといたしますか、そういったご意見をいただいたことを部会でも話させていただきまして、また検討させていただきます。

(渡邊会長)

ほかにご意見・ご質問等がありますか。

(吉澤委員)

就労支援会議に関連して、意見や質問ということではないのですが、活動実績のところ、特別支援学校高等部以外の高校に進む際に、障がい特性に応じた支援を受けることができず、トラブルも出ているということで、ハローワークの現状なのですが、一般校だと9月に応募が解禁になります。障がいの部分でいくか、一般で就職するかという、そのあたりが曖昧になっている生徒や親御さんも多くて、特別支援学校だとちゃんと実習を受けてから就職という形になりますので、非常に定着しやすいということがありますが、一般校だと、ほとんどそういう支援なく就職して、すぐ辞めてくる。デリケートな部分ですので、なかなか障がいの手帳を取ってとかという話もできないのですが、親御さんの理解も必要になるかと思えますし、今そういった形で若い方がハローワークにも非常に増えているという現状があります。なかなか特効薬というのは難しいのかもしれないのですが、早い段階で親御さんの理解だとか、今後についてきちんと考える機会だとか、あとは一般の高校にも障がいの方をサポートできるような体制とか、そういったものも必要ではないかなというふうに日頃考えています。

(渡邊会長)

貴重なご意見ありがとうございました。就労支援会議は今年度から設置しているところですが、育てるワーキングには岸本委員もいらっしゃいます。岸本委員からもこの育てるワーキングについてご意見頂戴してもよろしいでしょうか。

(岸本委員)

江南高等特別支援学校の岸本と申します。実際に、新潟市も中学校の特別支援学級から7割以上の生徒が普通高校に進学する時代になっています。ですので、特別に支援が必要な生徒たちが普通高校に進学している状況について、中学校の先生、それから小学校の先生にも、そのような実態や特別支援学校の高等部と普通高校の違いといったことを知ってもらうと同時に、保護者の方にも知ってもらえるような機会を作っております。

私自身が働いている高等部での情報しかない中、こちらの育てるワーキングでいろいろな方と話をすることで、いろいろな情報を入手することができておりますので、このワーキングで知り得た情報を小学校、中学校の先生方、保護者の方にお返しするようなことができると思っておりますし、このワーキングの中で、自分ができることを今、模索しているところです。

(渡邊会長)

就労支援会議、今年度から動いていますので、貴重なご意見ありがとうございます。
ほかにも何かご意見・ご質問等ありますか。

(竹内委員)

先ほども放デイの話が出ましたが、お聞きしたいことがあります。実際に放デイが足りない状況になっていて、秋葉区でも来年度に小学校にあがる子、二十数名が見学に来ているのですが、とても受けきれぬような状況ではないなというところで、利用者の方も放デイを増やしてほしいとおっしゃっていました。いろいろな問題が多岐に渡っている中で、放デイを増やすことによる質の問題も出ていたと思いますが、単純に増やしても、先ほどの本当に困っている方が利用できるかという、増やしてもそこはあまり変わらないのではないかという認識を持っています。また、本当に必要ではない方も使っているような状況もあって、放デイをいくつ併用しても上限月額が変わらないのですが、学童は学童のお金がかかって、放デイは放デイの上限がかかるという歪な状況になっていることにより、学童を使わないという問題がある。またお金の問題になって申し訳ないのですが、放デイの場合、上限月額があって、だいたい上限が4,600円までの方が多い。収入が増えると37,200円になりますが、4,600円ときは支給量をフルで使っていた方が、37,200円に上がった途端に自粛する方もいらっしゃる。それってどうなのかなというところがありますし、原則1割負担ですが、新潟市から1割負担からさらに2割軽減されていて、これも果たして本当に必要なのかとか、いろいろな細かいところがあって、必要な人に必要なサービスが提供できているかという、そうではないと。補助だけ増やしても質が下がっていくというところがありますので、もう少し本格的に考えていただきたいというところがありますし、放デイを増やしてもらいたいと言いつつも、こちらの感覚としてはそういうふうに感じないところがあります。その一つが、定員を超えて受入れていいという制度設計になっているところ、全国的にもなっているかもしれませんが、今そこを厳しく、定員を超えないで受けてくださいと。しかし、こちらにも必要な人に必要なサービスを提供したいので、定員を超えてでもなんとか体制を作って受入れたい。勝手に放デイは作れないので、質を担保しながら数を増やしていくという中で、定員調整をうまくしながら、人材も育てながら事業所を増やしていくという手立てを取りたいのですが、最近いろいろな方面から定員を超えないでくれという指導を受ける場面があると聞いています。そのあたりの新潟市の考えはいかがでしょうか。

(指定係長)

指定係ですが、定員につきましては基準がございますので、その基準に則って定員は超えないようにという話をさせていただいているところでございます。

(竹内委員)

原則は超えてはいけないけれども、地域に事業所が足りないので、サービスが必要な人に提供するためには、定員を超えて受けることになってしまう。125パーセント以内で。

(指定係長)

減算にならないところの話でしょうか。

(竹内委員)

分かりづらくて申し訳ないのですが、定員10人の事業所であれば、1日最大13人までは受入れられるという制度設計になっていますが、全国的にも言われ始めているところで、定員10人なのだから、10人で受けなさいという指導が新潟市から入るという話を聞いています。ただ一方で、受ける事業所が足りない中で、人材も育てながら次の放デイを作るためにもというところで定員を超えざるをえない状況なのですが、それを厳しくだめだというように言われていると聞いています。そこについてご意見を伺いたいのですが。

(指定係長)

定員を超えて減算にならないところが125パーセントだったりするとは思いますが、減算にならないだけであって、定員は定員として定めております。その定員は守っていただきたいという指導をさせていただいています。

(竹内委員)

事業者はどこも真面目なのでそれを守ろうとなったときに、やはり溢れてくるお子さんが出てくる。放デイを作ってくださいと話されていると思うのですが、先ほど言われたように、質の担保と基準は元々厳しいものになっていますので、そこがこちらとしても、どうしていいものか悩んでいるところです。者の施設でも昔から125パーセントルールがあって、昔は今ほど福祉施設がポンポンとできない時代で、そのルールを活用して、なんとか必要な人は受けていたという背景があるのですが、最近は厳格化して定員を守りなさいという指導が入るので、そこで困惑しているという状況がある。そこをご理解いただき、もう少し柔軟にご相談に乗っていただけたらいいなと思っています。

(指定係長)

個々のケースもそれぞれあると思いますので、それは個々に事業所ごとに対応していただいていると思いますが、定員自体がこちらで設定しているのではなくて、事業者で何人の定員ということで申請されていまして、その定員を守っていただきたいという指導をしているというところになっています。

(竹内委員)

ありがとうございました。

(渡邊会長)

本当に放デイの質の担保は必要なのだというところと、やはり数は少ないのだというところ、伊勢亀委員と竹内委員からご意見頂戴したところでした。

ほかにはご意見・ご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

では、1時間以上経過しておりますので、一旦10分間の休憩とさせていただきますと思います。11時半から会議を再開してまいりたいと思いますので、休憩をお願いいたします。

(休 憩)

(渡邊会長)

それでは、皆様お揃いのようなので、会議を再開したいと思います。

議事(5)「日中サービス支援型共同生活援助の実施状況の報告及び評価」についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

(指定係長)

指定係の佐久間です。それでは、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況についてご報告をさせていただきます。

本日、委員の皆様には事業の実施状況について評価を行っていただくとともに、要望・助言等をいただければと思っています。まずは資料4をご覧くださいまして、制度について簡単にご説明をさせていただきますと思います。

グループホームとは、身体・知的・精神障がい者及び難病患者等が「世話人」等の支援を受けながら、地域のアパートや戸建て住宅等で共同生活する住まいの場であり、1住居の定員は10人以下、1事業所の定員は4人以上とされています。

次に、種類につきましては大きく三つございます。一つ目は、介護サービス包括型で、グループホームの従業者が介護サービスを提供するというものです。本市の大半の事業所は、この形になっています。二つ目、外部サービス利用型というもので、介護サービスを外部の居宅介護事業所に委託するという形態のものとなっています。

そして、三つ目が、今回、評価の対象となっております日中サービス支援型になります。障がい者の重度化・高齢化に対応するために平成30年度に創設された新たな類型となっています。重度の障がいをお持ちであったり、高齢であるために他の日中活動サービスを受けられない障がい者の方を対象としたグループホームでございまして、日中もグループホームで過ごす方を対象として、昼夜を通じた常時の支援体制を確保したうえで事業所自らが介護サービスを提供するといった形態となっています。また、地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援を

行うため、短期入所を併設しているということも特徴となっています。

この日中サービス支援型、共同生活援助を行う事業者は、地域に開かれたサービスをすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聞く機会を設けなければならないとされております。

新潟市では、この評価を行う協議会というものを、この自立支援協議会としておりまして、報告及び評価を行うこととしております。

本市では、資料4の2ページに事業所が四つ載っておりますが、この四つの日中サービス支援型共同生活援助事業所が指定され、事業を行っています。本日は、この4事業所の評価を行うということになります。報告・評価は少なくとも年1回以上行う必要があるため、今後も毎年行っていく予定でございます。本日いただきました評価結果及び要望・助言等につきましては、障がい福祉課で取りまとめて後日、事業所へ書面で通知をしたいと思っております。

資料の3ページ目以降が今申し上げました4事業所から提出された報告書となっております。事前にお配りしておりましたが、概要や補足の説明をさせていただきたいと思っております。

人員配置の細かい数字や、事業所ごとに勤務形態一覧表という詳細な資料がついており、専門的な部分ではございますが、4事業所につきましては、すべて基準以上の人員配置がなされてサービスが提供されています。

また、地域に開かれたサービスという観点から(9)のところで「地域との交流方法」というところに注目してみると、清掃活動や防災訓練などをはじめとした地域の活動に参加したり、また逆にイベントを開催して地域の方を招待したりするほか、地域を散歩する際に、積極的に地域の方に挨拶するなどの方法で各事業所、交流を図っているという報告がされています。

それから、各事業者の課題を見て多かったのは、従業員の支援力の向上というところが多かったように思います。去年は人員の確保というところが多く、先ほど質という話もございましたが、人員を確保したところで、その従業員の方の支援力の向上というところも課題になっているのかなというところが見て感じたところです。

そのほかにも、昨年ご報告した際に、具体的な支援の内容がないと判断することがなかなか難しいというご意見をいただきましたので、今年度は昨年よりも、もう少し具体的な内容を記載しているところでございます。以上、簡単ではございますが、報告させていただきます。ご助言等ございましたらよろしくお願いいたします。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご質問やご意見はございますか。

では、今回、報告のありました「グループホーム ユーカリ ア」及び「ソーシャルインク

ルーホーム新潟津島屋」、「ソーシャルインクルーホーム新潟津島屋 2 号館」、「あいほっと」の運営状況を確認できたと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異義なし」の声）

では、今回、自立支援協議会で報告した件につきましては、障がい福祉課指定係から、それぞれの事業所のほうに「報告なし」ということで伝えていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（指定係長）

ありがとうございます。

（渡邊会長）

では、よろしく願いいたします。

次第に戻りますが、議事がこれにて終了という形になります。円滑な議事進行にご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。なんとか進めることができました。初めてであり、私も重責を担っていたところではございますが、皆様のご協力、本当にありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

（事務局）

渡邊会長、長時間に渡っての議事進行、ありがとうございました。

続きまして、次第 4「その他」として、「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の策定」について、障がい福祉課長よりご報告いたします。

（障がい福祉課長）

障がい福祉課長の小林です。私から、第 7 期新潟市障がい福祉計画・第 3 期新潟市障がい児福祉計画の策定について、ご説明いたします。

資料 5 をご覧ください。障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい者総合支援法及び児童福祉法に定めがございまして、本市における障がい福祉サービスなどの提供見込み量や成果目標などを定めている計画です。次期計画となる第 7 期新潟市障がい福祉計画・第 3 期新潟市障がい児福祉計画につきましては、国の基本指針やニーズ調査の結果などを踏まえ策定してまいります。計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間となります。

簡単ではございますが、策定スケジュールについてご説明いたします。これまでの動きとしまして、障がい福祉施策に関するニーズ把握のため、8 月に障がい者手帳所持者などを対象としたアンケート調査、7 月から 9 月にかけて特別支援学校の生徒などを対象としたアンケート調査を行ったところです。9 月から障がい福祉に関する計画の検討組織であります、新潟市障がい者施策審議会において検討を開始し、来月まで検討を重ね、素案を策定する運びとなっております。その後、12 月から年明けにかけてパブリックコメントを行い、その結果を踏まえ

まして、来年の2月頃には計画の内容を確定したいと考えています。

今年度第2回目の全体会の中で内容につきまして報告させていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ございますか。渡邊委員、お願いいたします。

(渡邊委員)

この計画についてではないのですが、私ども、いろいろな障がい団体の皆さんと一緒に公の場でお話し合いをする機会がないので、この場を借りてお願いしたいことがございます。

私どもの知的障がい者の親の会で、今、障がい者の医療費の問題で、療育手帳の場合、AとBの判定があるのですが、Aであれば県の補助事業で530円という医療費があります。Bは3割負担です。親の会でいろいろ話を聞いていると、Bでも月に数万円稼げる人もいますが、ほとんどが稼げない、施設へ行って日中活動を過ごしているだけという子もいるわけです。できればBについても、県に要望するのはまた別な角度ですが、3割負担はあまりにも大きいので、できれば1割、あるいは2割でも、親の会の会員の方から1,000円でも5,000円でもいいという話も出ていまして、何らかの負担軽減策を市としてできないかというお願いを、せっかくの機会です。身体の皆さんや精神の皆さんも医療費については、そういう区分に分かれていますと思うので、3割負担の軽減対策をぜひお願いしたいなど。場違いだと怒られるかもしれませんが、せっかくの機会です。お願いしたいと思います。今日、結論出るということではないのですけれども、一応要望ということで、部長さんも来ておられますので、ひとつご検討をお願いしたいということです。

(事務局)

ほかに、ただいまの計画の関連でご質問・ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

委員の皆様、長時間お疲れ様でした。ほかに何か連絡事項のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に、お返しした駐車券についてですが、無料処理は済んでおりますので、そのまま駐車場出口の精算機にお通してください。

以上をもちまして、新潟市障がい者地域自立支援協議会第31回全体会を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。